

<相続登記を申請するまでの流れ>

1. お気軽にお電話又はご来所いただき、お客様のお話をお聞かせください

(土日でも事前にご連絡いただければ対応が可能です)

(ご来所される場合は事前にご予約いただいた方がスムーズにご案内が可能です)

- (1) どなたがお亡くなりになられたか
- (2) どなたが相続人になるのか(親族関係をお伺いいたします)
- (3) お亡くなりになられた方の財産状況や遺言書の有無

(マイナス財産が多くある場合は相続放棄手続きも行っております)

- (4) どなたが何の財産を相続されるのか

お客様のお話をお聞きした後に手続きの流れと必要書類を案内させていただきます。



2. 別紙記載のと通りの戸籍謄本等をご取得いただき、当事務所へお送りください

お客様でご取得することが難しい場合は弊社当事務所が職権にて取得することも可能です

(但し、別途取得費用がかかります)



3. 戸籍謄本等の登記に必要な書類がそろいましたら登記委任状、遺産分割協議書を当事務所に

て作成いたします(相続人がお一人の場合、遺産分割協議書の作成は不要です)

遺産分割協議書を郵送にてお送りいたしますので、相続人の皆様にご署名・ご実印押印をい

ただいでください。



4. 相続人の皆様の遺産分割協議書への調印が終わりましたら、当事務所へご返送ください

(遺産分割協議の内容に間違いがないか、相続人の皆様に直接連絡をさせていただきます)



5. 相続人の皆様に連絡がとれましたら相続登記申請をさせていただきます



6. 請求書をメール又は郵送いたしますので、登記費用をお振込みいただきます

(振込の確認が取れ次第、登記申請を進めさせていただきます)



**7. 申請から3週間ほどで登記が完了し、新たに発行された権利書(登記識別情報通知書)を
書留にて郵送いたします**

※ご相談前に相続財産について以下2点の確認が可能であればご相談がスムーズです

(1) 遺言書(ゆいごんしょ)の有無の確認

遺言書(ゆいごんしょ)には主に2種類あります

①自筆証書遺言書(亡くなられた方が自署された遺言書)

封筒に入っていて封がされている場合は開封厳禁です。

必ず裁判所の検認を受けましょう

②公正証書遺言書(生前に公証役場にいる公証人に書いてもらう遺言書)

裁判所の検認は不要です。

(2) 相続財産の調査

亡くなられた方の財産を把握していただくとアドバイスしやすくなります

プラス財産

財産の種類	調査方法
不動産（土地・建物）	登記簿謄本、固定資産納税通知書、権利証（登記識別情報通知、登記済証）
借地権、借家権	登記簿謄本、賃貸借契約書、不動産業者への問合せ
預貯金、現金	自宅金庫、通帳、カード、銀行の残高証明
生命保険金	保険証券、保険会社への問合せ
株式、その他有価証券	証券会社から送付される通知書、証券会社への問合せ、金庫等
ゴルフ会員権	金庫等
宝石、骨董品	自宅、貸金庫、別荘等
自動車	車検証

マイナスの財産

財産の種類	調査方法
借金	請求書、借用証書、クレジットカード
税金	督促状

電話、ご来所いただいでのご相談は無料で行っておりますので、お気軽にお問い合わせください

<相続登記無料相談実施中>

〒171-0031

東京都豊島区目白3丁目4番5号アビタメジロ205

司法書士法人四つ葉事務所 東京オフィス

TEL 03-5988-0195 (東京オフィス)

受付時間 平日 9時～18時